児童手当・児童扶養手当制度のご案内

子育て期間中の方を支援する手当として、児童手当・児童扶養手当があります。

■児童手当

【対象者】高校生までの子どもを養育する保護者　※所得制限なし
【振込月】偶数月（７日）※７日が土日祝の場合は次の金融機関営業日
【手当額】
３歳未満→第１子・第２子：月15,000円、第３子以降：月30,000円
３歳～18歳→第１子・第２子：月10,000円、第３子以降：月30,000円
※公務員の方は職場から支給されます。

■児童扶養手当

【対象者】高校生までの子どもを養育する一人親家庭等の保護者
※所得制限あり
【振込月】奇数月（11日）※11日が土日祝の場合は直前の金融機関営業日
【手当額】
児童数１人→全部支給：月48,050円、一部支給：月11,340円～48,040円
児童数２人以降→※児童数１人の手当額に次の手当額を加算
全部支給：月11,350円、一部支給：月5,680円～11,340円

問い合わせ先：町民サービス課　後期高齢・医療手当係　☎８２－２３２５

白老霊園（共同墓）

道道白老大滝線沿いの緑豊かな自然に恵まれた静かで心安らぐ霊園です。

利用条件は、申請される方が町民か故人が過去に白老町に居住していたことがある場合です。
※生前予約は受け付けておりません。
……申し込みに必要なもの……
① 申請者本人確認できるもの（運転免許証、保険証など）
② 印鑑（シャチハタ以外のもの）
③ 火葬許可書、改葬許可書、収蔵証明書など
④ 使用料　焼骨１体　9,000円（現金・キャッシュレス決済）
⑤ 使用許可申請書（役場にて記入）
※納骨期間は、４～11月までとさせていただきます。

申し込み・問い合わせ先：町民サービス課　町民生活係　☎８２－２２６５